

輪島市監査公表第 18 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 15 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月7日（水） 放送課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ケーブルテレビ運営においては、独り暮らし高齢者等の死亡・施設入所、他社テレビ局や通信会社との設定料金の格差等により、新規加入者が増えない状況であるが、市民が興味を持つような自主放送番組を増やして新規加入促進のための働きかけを行ったり、経費削減のために、ケーブルテレビ・インターネット設備保守委託契約方法を指名競争入札に変更したり、健全運営を目指して取り組んでいることが伺われた。

今後も、市民の小さな声も聞きのがすことなく事業の推進を図っていただきたいが、これからの将来的なケーブルテレビ事業の役割・位置づけについて事業内容も含め再度、考えていかなければならない状況に立っていると思われる。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納について

昨年度に引き続き、今後も負担の公平性と財源の確保を目指して、具体的な計画を立て、引きつづき職員一丸で取り組まれない。